

第 6 回
2011 年度 DRP 検討委員会 議事録

日 時： 2012 年 4 月 9 日（月） 13:05～14:30
場 所： JPNIC 会議室

1 議題：

1. 追加された諮問事項の取扱について
2. その他

2 資料：

資料 1 2011 年度 DRP 検討委員会の設置期間及び委員の委嘱期間の延長並びに諮問事項追加について

資料 2 2012 年 3 月 1 日発表 JPRS プレスリリース：

JPRS が、全国 47 都道府県の名称による新たなドメイン名空間「都道府県型 JP ドメイン名」を 2012 年 11 月に新設

<http://jprs.co.jp/press/2012/120301.html>

資料 3 2011 年 9 月 26 日発表 JPRS プレスリリース：

JPRS が、地域に根ざした新たなドメイン名空間「都道府県型 JP ドメイン名」の新設を決定

<http://jprs.co.jp/press/2011/110926.html>

資料 4 都道府県型 JP ドメイン名について

<http://jprs.jp/info/jp-dom/prefecture.html>

資料 5 「地域型 JP ドメイン名」の新規登録受け付け終了のお知らせ

<http://jprs.jp/info/notice/20110926-geo.html>

3 出席者(50音順)(敬称略) :

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	小川 和茂	日本スポーツ仲裁機構 理解推進事業専門職員
委員	宍戸 一樹	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター 運営委員/ 永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

4 議事 :

13:05、委員長の早川氏により開会された。

1. 諮問事項の内容について

冒頭、資料1ないし資料5を参照しつつ、丸山氏より本委員会の検討対象となる諮問事項の内容について説明がなされた。本委員会の検討対象となる諮問事項の内容は、「2012年3月1日JPRS発表の『都道府県型JPドメイン名の新設』について、実施計画のJP-DRPの観点からの課題を検討し、検討結果に基づく助言を行う。」(以下「本件諮問事項」という。) というものである。

2. 問題の所在について

続いて、早川氏より、資料2「2012年3月1日発表 JPRS プレスリリース：JPRS が、全国 47 都道府県の名称による新たなドメイン名空間『都道府県型 JP ドメイン名』を 2012 年 11 月に新設」を参照しながら、以下のとおり本件諮問事項の問題の所在について確認がなされた。

すなわち、JPRS がリリースした内容によれば、JPRS は、「都道府県型 JP ドメイン名」を新設するに際し、通常の登録申請に先立ち、「登録商標の権利者を対象とした優先登録申請」と、「登録資格を満たす全ての申請者を対象とした同時登録申請」という二つの事前登録申請の受け付けを行なうようであるが、優先登録申請の対象者は「登録商標の権利者」(以下「登録商標権者」という。)に限定されている。他方、JP-DRP における「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」(JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条参照)については、商標のみならず商号等もその対象に含まれるものとして取り扱われている。

このため、JP ドメイン名紛争処理方針においては商号を登記している者も正当な利益を有する者として取り扱われているにもかかわらず、JPRS において登録商標権者のみが優先登録の権利を有する者として取り扱われるという齟齬が生じることの是非が問題となる。

また、上記論点の他、都道府県型 JP ドメイン名と JP-DRP との整合性や都道府県型 JP ドメイン名新設に伴う JP-DRP 改訂の必要性についても併せて検討対象となることの確認がなされた。

3. 優先登録権利者を登録商標権者に限定していることの是非について

(1) 観点の提示

優先登録権利者を登録商標権者に限定していることの是非について、最初に早川氏から以下のとおり観点の提示がなされた。

■ 国際的な取扱いという観点

国際的な取扱いがどうなっているかという観点から、gTLD に係る優先登録制度 (Sunrise) についてみると、同制度は、Trademark Clearinghouse に登録されている商標権者のみが優先的にドメイン名を登録できるという制度となっている。

ただし、gTLD に係る優先登録制度 (Sunrise) が上記の制度となっているのは、各国の商号をすべて横断的にチェックできるデータベースが存在しないことが前提となっているものと思われる。

■ JP-DRP と優先登録制度の制度趣旨の違いという観点

JP-DRP においては商標のみならず商号を登記している者も正当な利益を有する者として取り扱われているところ、都道府県型 JP ドメイン名の新設に係る優先登録の制度について商号を登記している者も含める取扱いが JP-DRP との整合性を有するといえるのかもしれない。

他方、以下に述べる観点から、優先登録制度の実施において登録商標権者と商号等を登記している者との間に線を引くという考え方もあり得る。すなわち、前提として JP-DRP における「正当な利益」の要件は、サイバースクワッターではないことを証明するための要件であるところ、サイバースクワッターではないことを証明するために必要な利益は何かという議論と、ある程度の利益を有していると考えられる者の中で優先的に事前登録の利益を与えられるべき者は誰かという議論は別であるという観点である。

■ 実務運用上の簡便性という観点

登録商標権の有無についてはデータベース化されており比較的容易に、かつ無料で検索可能であるのに対し、商号登記に関しては紙ベースでの確認作業が必要となるとのことであり、商号を登記している者にまで優先登録を認めると、迅速性・円滑性が要求される優先登録の制度がうまく機能しないおそれがあり、優先登録制度の実施において、登録商標権者と商号を登記している者との間に一線を画するという考え方もあり得る。

■ 権利保有者の利益の程度という観点

一般に、商号の登記に加えて商標権の登録まで行っている者の方が比較的全国規模での権利行使が想定されるので取扱いにおいて優先されるという考え方も理解できるが、他方、商標は登録せずに商号のみを登記している地方の事業者の利益を図る必要はないのかという問題意識があり得る。例えば、スーパーマーケットについて考えてみると、当該スーパーマーケットが所在する県ないし地域では誰もが知っているが、全国規模での知名度はないという場合、当該スーパーマーケットが商標を登録するまでの必要性は乏しく、商号の登記のみで事業を行っているケースは十分に考えられる。このような事業者は、地域に根ざした事業活動を行っているため、都道府県型 JP ドメイン名の利用が想定されるにもかかわらず、優先登録の制度が利用で

きないことになり、問題があると見る余地がある。

(2) 優先登録権利者を商標権者に限定することの是非について

早川氏による上記観点の提示を踏まえ、以下のとおり議論がなされた。

- 日本の商号登記制度においては、同一住所における同一の商号以外は登記できるという運用になっており、基本的に事前審査は行わず、事後に不正競争防止法違反等の主張によって是正するという仕組みになっている。商号を登記している者は膨大な数に及んでいる上、住所さえ異なれば同一の商号の存在が許されているという商号登記の現状を踏まえれば、優先登録制度の利用を認めるにあたり、ある程度明確な利益を有すると認められる登録商標権者に限定することは一つの考え方としてあり得るように思う。
- 商号を有する者にまで優先登録をする権利を認めてしまうと、当該権利を有する者が膨大になってしまい、優先登録ができる者につき抽選を行うとすれば、登録商標権者が抽選に漏れて優先登録が認められないという事態が生じることになり、かかる事態が妥当といえるかという点も問題点として指摘することができる。
- 確かに、登録商標権者が商号を登記した者に劣後するという扱いはバランスを欠いているように思う。他方、優先登録申請に続く事前の同時登録申請において、何ら商号等の権利を登録・登記していない者と商号を登記している者を同一に取扱ってよいかという問題も検討の余地がある。
- 同時登録申請段階において、商標権者を優先し、その上で商号を登記している者をそうでない者より優先的に取り扱うとすれば、それはもはや同時登録ではなく、二段階性の優先登録制度を採用するということになる。
- その点の適否は、商標や商号その他の権利との取扱いの差異を生み出す要因について、着眼点をどこに置くかによって変わってくる。権利の強弱だけに着目すれば、二段階性の優先登録制度ということもあり得るが、実務手続の煩雑さという観点を踏まえると、商号は基本的に紙ベースでの確認作業が必要となるという問題点があるところであり、二段階性の優先登録制度を設けたとしてもかかる問題点は解消されない。着目すべき観点によるが、個々の優先登録は、それにより高い収入を登録機関にもたらすものではなく、大量迅速に処理する必要があるものであるという観点や、JP-DRP の基本的な思想が、事前審査においては滞留を起さず、不満があれば事後審査によって是正することにあるという前提がある。ドメイン名登録の前提として事前に紙ベースでの審査が必要となることを回避すべきであるという考え方は、これまでの JP ドメイン名の設計に整合的であるように思われる。
- 商号登記に関して紙ベースでの確認作業が必要となるとのことであるが、インターネット上でも 1 件につき約 400 円の費用で、商号の登記状況を確認することは可能である。ただし、平日 21 時以降及び土日祝日の利用はできないようである。
- 都道府県型 JP ドメイン名の優先登録費用が 1 件 500 円であるとのことであるので、JPRS が商号の登記状況を確認する作業を行うとすれば負担が大きいと思われるが、現実的に不可能なことではないということは理解した。
- JPRS に上記作業を負担させる必要はないのではないか。優先登録申請者から登記簿謄本や全部事項証明書を提出させるというやり方が考えられる。
- 新たに都道府県型ドメイン名を取得したいと考えている者は、商号の登記情報の取得手数料

を支払ってでも取得したいと考えるのではないだろうか。

- 商号の登記情報の取得手数料を受益者負担で行うということも一つの方法としてはあり得ると思う。ただ、そうすると料金設定等の面において制度が二重化することになり、制度が複雑化してしまうという問題が生じることになる。
- これまでの議論を踏まえ、実務的な観点が大きなファクターとなることは理解できる。他方、商標については商品やサービスの一部といった非常に限られたものについても登録可能であるのに対し、商号は、ビジネスを行う上で当該主体を示す名称として幅広く用いられるものであるところ、ドメイン名はむしろ商号に近い性質があるのではないだろうか。現在、海外の優先登録制度（Sunrise）が登録商標権者を対象としているということであり、仕方がないのかもしれないが、優先登録の申請において登録商標を基準とすることは、実際のドメイン名の使用法に鑑みれば、実態にそぐわないのではないだろうか。

制度の複雑化という問題点についても、優先登録期間は1か月にすぎないのであるから、商号の登記情報の取得手数料を受益者負担として手続的負担をかけてでも優先登録の機会を保障することが必要なのではないだろうか。

- 実際のところ、大きな企業は商号に関し、商号の登記とともに商標も登録していることが多いであろうから、商標を登録しておらず商号の登記のみを有しているという事業者は比較的零細なところが多いのではないかと思われる。気にかかるのは、実際に商標を登録しておらず商号のみ登記しているという事業者がどの程度の数存在するのかという点である。ある程度多数いるのであれば考慮の必要性が高いといえるが、比較的少数ということであれば、そのために敢えて制度を複雑化するまでの必要性があるといえるのかという問題がある。
- 商標を登録できない事業者はいるのか。例えば、「千葉土木」のように地方公共団体と一般名称という組合せはどうだろうか。
- そのような場合には、原則として登録することはできない。
- そうすると、商標を取得したくても取得できない事業者が存在するということになる。
- そのような事業者もいることを前提として、実際に商標を登録しておらず商号のみ登記しているという事業者がどの程度の数存在するのかという点は非常に重要な考慮要素であると思う。ただ、商品名やサービス名についてのみ商標を登録し、商号については商標として登録していないという企業体はそれなりに存在しているように思われる。
- 商標を登録できない事業者というのは、地方公共団体名の独占的利用を防ぐなど当該商標を独占させるべきではないという価値判断が背景にあるが、そのような事業者については、優先登録制度においても同様の価値判断に基づき優先登録の権利を認めなくてもよいのではないか。
- ただ、商標の独占の議論とドメイン名の優先登録の議論を同様に考えてよいのかという点については俄かに判断がつかない。二元的に考える余地もある。
- 都道府県型 JP ドメイン名の登録を優先的に行う権利は認めつつ、商標の登録は認めないという選択肢もあり得るということか。ただ、そうすると制度が更に複雑化してしまうという問題がある。
- 先ほどの「千葉土木」の例でいうと、仮に30年以上「千葉土木」という名称で事業を続けてきた事業者が「doboku.chiba.jp」で申請を行ったところ、これから新規に事業を始めようと

する事業者も同じく「doboku.chiba.jp」で申請をした場合、抽選にしてよいのか（ドメイン名の登録において、30年以上「千葉土木」という名称で事業を続けてきた事業者が、新規に事業を始めた事業者に劣後する場合がある）という問題がある。

- その点については、元々識別力のない名称を用いていたリスクはある程度負わなければならないが、また、識別力が備わっていれば事後的に不正競争防止法によって保護が図られるということであるから、大きな問題ではないように思う。

(3) 商標登録と都道府県型ドメイン名の性格の違いについて

- 議論の前提として「chibadoboku.co.jp」というドメイン名を取得することは可能であるか。
- 取得可能である。「co.jp」は営利法人の登録がある者に与えられる。ただ、「co.jp」は全国規模で登録者が存在するので、競争者（商標登録者等）が存在する可能性が大きい。
- 商標登録と都道府県型ドメイン名の性格の違いをどのように考えるかという問題がある。商標登録については全国規模での独占を認めるものである。「千葉土木」という商標の登録を認めることは原則としてできないが、都道府県型ドメイン名については当該地域で知名度のある事業者に地域レベルで「doboku.chiba.jp」の独占的利用を認めることも可能というように取扱いに差異を設ける考え方もあり得る。

(4) 結論

以上の議論により、優先登録申請を行うことができる者を登録商標権者に限定することについては、これにより失われる利益が認められるものの、諸要素を勘案すれば、当該限定についても現時点において一定の合理性が認められることが確認された。これらの点を踏まえ、DRP 検討委員会としては、当該限定を行うことについて、現時点において一定の合理性が認められるため、JPRS の裁量の範囲内の判断として是認できるとの結論に至った。

4. 都道府県型 JP ドメイン名と JP-DRP との整合性や都道府県型 JP ドメイン名新設に伴う JP-DRP 改訂の必要性について

(1) JP-DRP の実体的要件への影響について

- 登録されたドメイン名と商標・商号等の類比的判断において、これまでの JP-DRP では第 3 レベルのドメインと商標・商号等を単純に比較していたが、都道府県型ドメイン名においては、「aomori.jp」や「nagasaki.jp」のように第 2 レベルのドメインに違いが生じてくるので、これまでの判断手法に違いが生じるだろうか。例えば、全国的に知られた「富士屋ホテル」に対し、那珂湊にある藤屋ホテルが取得した「fujiyahotel.ibaraki.jp」は類似していないとの判断が可能となるのか。
- 現状の JP-DRP の判断手法からすれば、上記の点につき、まず、第 3 レベルでのドメイン名を判断対象とし、第 1 要件（JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a(i)）において同一ないし類似しているとの判断を行い、続いて、第 2 要件の「正当な利益」（同条 a(ii)）ないし第 3 要件の「不正な目的」（同条 a(iii)）において、要件該当性が否定されるというように整理がなされると思われる。
- 同一ないし類似の判断は、第 3 レベルのドメインのみで行うと決まっているわけではないの

ではないか。UDRP では、第 3 レベルのドメインのサブドメインまで含めて比較し、同一ないし類似性を判断した例がある。最終的にはパネリストの判断によると思う。

- その例は、第 3 レベルのドメインのサブドメインに関する話であるので、従来の判断枠組みからも理解し得るものであるが、ここで議論になっているのは、第 2 レベルのドメインを含めて同一ないし類似性の判断を行うことの可否である。
- 最終的にはパネリストの判断によることになると思われるため、必ずしも JP ドメイン名紛争処理方針の改訂が必要になるわけではないと考えられる。ただ、問題意識として指摘したいのは、例えば、「首都大学東京」と「shutodaigaku.tokyo.jp」は類似しているという評価になるだろうが、「shutodaigaku.osaka.jp」と「首都大学東京」は類似していないと評価する余地がないかという点である。
- ここでの議論は、要は同一ないし類似性の判断において、①機械的に同一ないし類似性を判断し、実質的な要素は第二要件ないし第三要件で見ていくという考え方と、②実質的な要素を含めて、第一要件において同一ないし類似性の判断を行うという考え方の差異として整理できる。これまでは、目的や正当な利益等の実質的な判断は第二要件や第三要件で行うという①の立場が主流であり、このような考え方によれば、「shutodaigaku.osaka.jp」と「首都大学東京」は、あくまで第一要件の同一ないし類似性の要件は充足しているとの判断となり、目的や正当な利益等の実質的な要素を第二要件ないし第三要件で判断していくということになる。
- そのような判断手法が明快でよく、かかる現状の判断手法を維持することに特段の支障はないと思われる。
- 上記の議論を踏まえると、パネリストの先生方に対し、一度、日本知的財産仲裁センターにおいて上記判断手法について講習会のようなものを実施してもよいかもしれない。上記の点については、これまでは第 2 レベル以下のドメインが同一であったので問題となっていなかったが、都道府県型ドメイン名においては、「aomori」や「nagasaki」のように第 2 レベルのドメインに違いが生じてくるので、同一性ないし類似性の判断として、第 2 レベルのドメインまで含めるという考え方も採り得ないわけではない。
- 問題の所在は明らかになったので、今後必要があれば、第 1 要件の判断過程に係る諸外国の制度の調査等を行い、いかなるレベルのドメインをどのように比較すべきかという点につき、より詳細な検討を行うことも有用であると思われる。

(2) JP-DRP の手続的要件への影響について

- 手続面について、特段影響を受けるような規定は見当たらない。優先登録段階において、優先登録の権利を与えられなかったことについての不公平等を理由とする紛争は、JP-DRP の対象とはならないという理解でよいか。
- その前提として、優先登録によって都道府県型ドメイン名を取得したという特殊性が、JP-DRP 手続上、申立人に対し、「門前払い」（実体要件の検討に入る前に、登録者が優先登録によってドメイン名を取得していることのみを理由として申立が却下される）という効果は生じるか。
- その点は、JP-DRP において何ら規定されていないので、門前払いにはならないと解される。
- そのことを前提として、優先登録段階における不公平等を理由とする紛争を対象とする手続

は、現在の JP-DRP において何ら用意されていないといえる。この点は、以下の帰結を導くことになる。すなわち、例えば、登録商標権は有していないが商号は登記しており、千葉県において知名度が高い事業者 A がいるところ、登録商標権を有しているが千葉県において知名度が低い事業者 B が優先登録によって「.chiba.jp」の都道府県型ドメイン名を取得したとする。この場合、事業者 A が JP-DRP の紛争処理手続を申し立てたとしても、門前払いになることはないが、事業者 B がサイバースクワッターに該当するとまでは評価できないので、事業者 A の申立ては棄却されるという帰結となる。このような帰結を回避したければ、事前に商標権者には優先的な登録権があることは告知されているのであるから、商標権を登録しておけばよいということになる。もっとも、現時点において、商標権を登録していない者は 2012 年 7 月 16 日の優先登録開始期間までに登録を完了することは間に合うことは難しいと思われる。

- ▶ 結論として、都道府県型ドメイン名の新設によって手続面において、影響が生じる点は見受けられない。
- ▶ なお、JP-DRP の手続面における影響と直接的に関連する議論ではないが、民間業者において、gTLD につき「都道府県型 JP ドメイン名の新設」と類似するサービスを新設する動きが見られる。かかるサービスが開始される場合、当該ドメイン名登録をめぐる紛争当事者はいずれも日本人となることを見込まれるにもかかわらず、WIPO 等の海外機関に申し立てざるを得ないという現状にある。このため、日本知的財産仲裁センターにおいて UDRP の紛争解決機関たり得る資格を取得することが望ましいと考えられる。

5. その他

以上の議論を踏まえ、追加諮問事項に対する答申を作成することの確認がなされた上で、議事は終了した。

14:30、委員長の早川氏により閉会された。

以上